

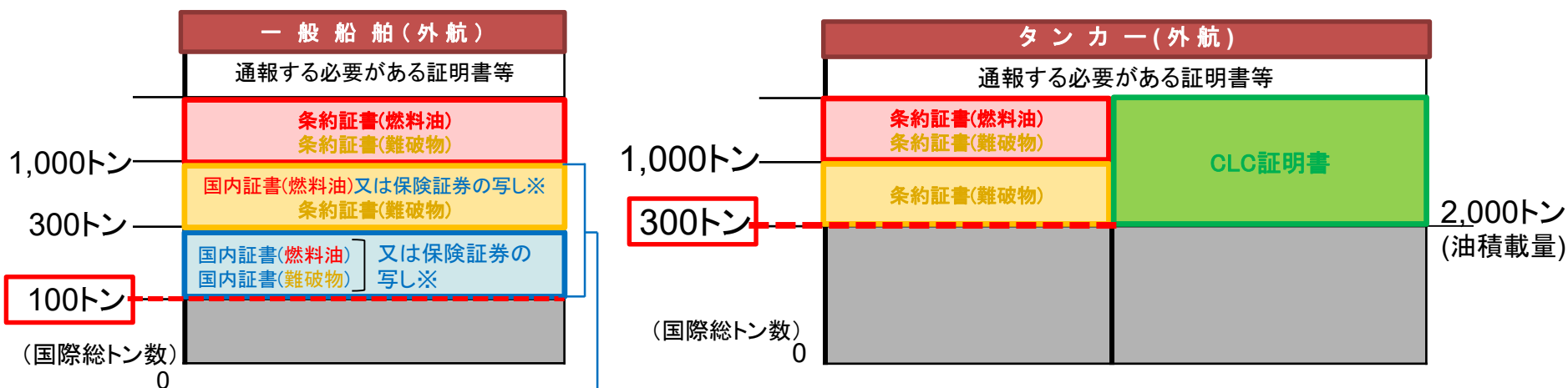
油賠法に係る入港通報について

1. 入港通報対象船舶

○本邦外の港から日本の港等に入港(特定海域への入域を含む)する際は、その港を管轄する地方運輸局にあらかじめ通報することが必要です

- ①一般船舶:タンカー以外の**国際総トン数100トン**以上の外航船舶
- ②タンカー:国際総トン数300トン以上のばら積み油(黒油)を輸送する外航船舶

○タンカーの通報義務対象船について、“**2000トン(積載量)**”から“**国際総トン数300トン**”となりました。



※指定保険者と保険契約している場合は、保険契約の締結を証する書面を備え置くことで国内証明書の備置きは不要です。

2. 入港通報の方法

- ①通報先:入港する港を管轄する地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局含む)
- ②入港期限:入港する日の前日正午まで
(前日が行政機関の休日にあたる場合は休日を除いた前日正午)
- ③通報方法:NACCSシステムによる電子申請、電子メール、郵送、窓口への持参
- ④通報義務者:船長、船舶所有者、船舶賃借人又はこれらの代理人